

大口町告示第 6 号

大口町予算決算会計規則（昭和 5 3 年大口町規則第 1 2 号）第 1 0 0 条の規定に基づき、会計管理者が取り扱う事務のうち別表左欄に掲げる事務を同表中欄及び右欄に掲げる出納員及び分任出納員にそれぞれ委任させた。

令和 7 年大口町告示第 1 号（出納員及び分任出納員の委任に関する告示）は廃止する。

令和 7 年 2 月 3 日

大口町長 鈴木 雅 博